

【重要】

厚生労働省年金局事業管理課長より、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料学生納付特例に係る臨時特例手続等について周知依頼がございましたので、関係各位におかれては、学生等に対し周知を行っていただきますようお願いします。

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 8 日

各 国 公 私 立 大 学 担 当 課
各 公 私 立 短 期 大 学 担 当 課
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課
各 都 道 府 県 専 修 学 校 各 種 学 校 主 管 課
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 専 修 学 校 各 種 学 校 主 管 課
専 修 学 校 を 置 く 国 立 大 学 法 人 担 当 課
厚 生 労 働 省 医 政 局 医 療 経 営 支 援 課
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 企 画 課

御中

文部科学省高等教育局学生・留学生課
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

令和 3 年度における新型コロナウイルス感染症の影響に伴う
国民年金保険料学生納付特例に係る臨時特例手続等について（周知）

令和 2 年 4 月 2 7 日付事務連絡において、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料免除等に係る臨時特例手続等について」（令和 2 年 4 月 2 3 日年管管 0423 第 6 号厚生労働省年金局事業管理課長通知。以下「特例通知」という。）により、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料学生納付特例に係る臨時特例の時限的措置として、本人の申告所得等をベースにした簡易かつ迅速な手続によって、学生納付特例の申請及び適用を行うことができる措置を講じる旨お知らせしているところですが、令和 3 年度においても、引き続き特例通知に沿った措置を講じることについて、厚生労働省年金局事業管理課長より、別紙のとおり周知依頼がございました。

各大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校におかれては、学生等への周知に御協力いただきますようお願いします。また、各都道府県等におかれては、所管又は所轄の専修学校及び各種学校に対して周知いただくようお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料学生納付特例に係る臨時特例手続等についての問合せは、厚生労働省年金局事業管理課国民年金管理係をお願いします。

【国民年金保険料学生納付特例に係る臨時特例手続等について】

厚生労働省年金局事業管理課国民年金管理係

TEL 03-5253-1111（内線3666）

【本通知について】

＜大学等について＞

文部科学省高等教育局学生・留学生課厚生係

TEL 03-5253-4111（内線2522）

＜専修学校・各種学校について＞

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校第一係

TEL 03-5253-4111（内線2915）

年管管発 0308 第 12 号
令和 3 年 3 月 8 日

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長 殿
文部科学省高等教育局学生・留学生課長 殿

令和 3 年度における新型コロナウイルス感染症の影響に伴う
国民年金保険料学生納付特例に係る臨時特例手続等について

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

国民年金は、原則として 20 歳以上で日本国内に住所を有する者を被保険者として適用しているが、20 歳以上の大学生や専修学校生等（以下「大学生等」という。）については、将来、年金を受け取ることだけでなく、在学中のスポーツによるけが、病気や事故で障害が残ってしまった場合でも障害基礎年金が受けられるよう、本人からの申請に基づき、大学生等である期間の国民年金保険料の納付が猶予され、その後 10 年以内にその猶予された期間の保険料を納付することができる学生納付特例制度が設けられている。また、この学生納付特例の申請を被保険者である大学生等からの委託を受けて大学・専修学校等（以下「大学等」という。）が代行できる学生納付特例事務法人制度が設けられているところであり、その周知については、従来より、貴省にもご協力いただいているところである。

今般、新型コロナウイルス感染症の動向等を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料免除等に係る臨時特例手続等について」（令和 2 年 4 月 23 日年管管 0423 第 6 号厚生労働省年金局事業管理課長通知。以下「特例通知」という。）に基づく学生納付特例の時限的措置について、今般、令和 3 年度における学生納付特例の申請（以下「令和 3 年度申請」という。）においても、引き続き特例通知と同様の措置を行うこととした。

令和 3 年度における留意点等については、下記のとおりであることから、内容をご了知の上、学生納付特例事務法人に対し周知いただくとともに、学生納付特例事務法人でない大学等教育施設に対しては下記の手続を市町村（特別区を含む。）において受け付けていることを周知いただくようお願い申し上げます。

記

1 令和 3 年度における臨時特例措置の内容

(1) 内容、対象者等

令和 3 年度についても、特例通知記の 1 でお示しした内容と引き続き同様の措置を行うこと。

なお、特例通知記の 1 (1) ②の簡易な所得見込額は、令和 3 年度における臨時特例措置においても引き続き、令和 2 年 2 月以降の所得の状況により算出された額により審査する取扱いとすること。

また、特例通知記の 1 (2) ②の臨時特例措置の対象となる期間は、令和 3 年度申請については学生納付特例の令和 3 年度サイクル（令和 3 年 4 月分から令和 4 年 3 月分までの期間）となるものであること。

(2) 申請書・添付書類の取扱い及び確認方法

令和3年度申請については、別添1の学生納付特例申請書を、臨時特例措置に係る添付書類については別添2-3の「所得の申立書（臨時特例用）（学生納付特例用）」（以下「申立書」という。）を使用すること。

また、別添2-1「学生のみなさま 国民年金保険料の特例申請が可能です！」及び別添2-2「令和3年度 学生納付特例申請 臨時特例の申立に当たってのご注意」を申請者に配布すること。

なお、やむを得ず令和3年度申請において従前の様式を取り繕って使用する場合には、以下の点につき注意するとともに、申請者に確実に説明の上使用すること。

- ① 従前の学生納付特例申請書様式中「118万円」とあるのは「128万円」となること。
- ② 従前の所得の申立書（臨時特例用）（学生納付特例用）様式中、給与所得控除「65万円」とあるのは「55万円」となること。

申請書の確認方法については、特例通知記の2（1）中、「118万円」を「128万円」に読み替えるとともに、添付書類については特例通知記の2（2）の内容と引き続き同様の措置を行うこと。

2 その他の運用上の留意点等

（1）令和2年度以前の学生納付特例申請の同時申請について

令和2年度以前の臨時特例措置による学生納付特例の申請をあわせて希望する場合、別途、令和2年度以前の様式に従い申請書の提出が別に必要になる。

この際、令和2年度の臨時特例措置の申請における簡易な所得見込の計算に用いることができる月の期間は、令和2年2月～令和3年4月のいずれかの月となるので留意するとともに、申請者には別添2-2にて説明すること。別添3については、学生納付特例法人担当職員にて参照いただきたい。

（2）追納について

臨時特例措置により学生納付特例が承認された方から、資力が回復したこと等により保険料の納付を再開したい旨の相談があった場合は、追納について説明すること。

（3）その他運用上の留意点等について

免除の影響等の周知、説明等をはじめ、特例通知記の3に記載の留意事項を十分に踏まえていただき、引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から郵送による手続の積極的な活用を案内する等、適切な対応をお願いする。

3 実施期間

令和3年4月1日から受付開始とする。なお、特例通知記の1（2）のとおり、本臨時特例措置の手続きによる学生納付特例は、今般の新型コロナウイルス感染症の動向等も踏まえつつ、別途通知するまでの期間とする。

以上

国民年金保険料 学生納付特例 の申請について

(学生でない期間は、免除・納付猶予制度をご利用ください)

学生納付特例制度は、学生の方が、申請により保険料の納付が猶予される制度です。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

※ この制度を利用すると、付加年金および国民年金基金はご利用できませんのでご注意ください。

また、付加年金および国民年金基金は、過去にさかのぼって加入ができません。

<対象となる方>

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(※)に在学する学生等で、学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が基準以下の方または失業等の理由がある方です。

※ 各種学校 → 学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程

(なお、一部の海外大学の日本分校も対象となります。詳しくは年金事務所までお問い合わせください。)

<所得の目安> ……128万円 + { (扶養親族の数) × 38万円 } で計算した額以下である場合

【申請時の注意点】

● 申請できる期間

・ 過去期間は申請書が受理された月から2年1カ月前（すでに保険料が納付済の月を除く）まで、将来期間は年度末まで申請できます。

・ ただし、1枚の申請書で申請できるのは、4月から次の年の3月までの12カ月間となりますので、必要に応じて年度ごとに申請書を提出してください。（1年度＝4月～翌年3月）

例：令和3年5月に、平成31年4月から令和4年3月までの期間を申請する場合、

①令和元年度分（平成31年4月～令和2年3月）

②令和2年度分（令和2年4月～令和3年3月）

③令和3年度分（令和3年4月～令和4年3月）の3枚の申請書が必要となります。

なお、この例の場合は、平成31年3月以前は時効により申請できません。

※ 過去期間は2年1カ月前まで申請できますが、申請が遅れると障害年金を受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請をしてください。

● 添付書類

・ 在学期間がわかる学生証のコピー（裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーを含む）または在学証明書（原本）

・ 失業等の理由により申請を行う場合は、失業した事実が確認できる書類

・ マイナンバー（個人番号）により申請を行う際は、添付書類が必要になります。

必要な添付書類は、本人控の裏面にある「※マイナンバー（個人番号）により申請を行う際の添付書類について」をご確認ください。

【申請書の提出先】

● この申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所（郵送による提出も可能）です。

● 学生納付特例事務法人（在学している教育施設に設置されている場合）へ申請を委託することもできます。

● 3枚目は本人控ですので、お手元に保管してください。

※ 郵送の場合、受付印のある本人控が必要な方は、2枚目3枚目と一緒に、宛名の記入と所要額の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。受付印を押印の上、「本人控」をご返送いたします。

【申請書提出後の注意点】

● 審査後に決定通知書を送付します。決定通知書が届くまでの間は、**文書や電話、訪問により保険料の納付をご案内する場合があります**ので、あらかじめご了承ください。

● 納付のご案内は、日本年金機構から委託された民間事業者が、平日だけでなく、土日や夜間も行っています。

3枚目 **本人控** の裏面の注意事項も必ずお読みください。

記入例

※ 学生納付特例の申請年度は4月から翌年3月までです。

国民年金保険料学生納付特例申請書

日本年金機構理事長 あて 令和〇〇年〇〇月〇〇日

以下のとおり学生納付特例を申請します。
また、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。
この申請に必要な本人に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）および日本年金機構に委託します。

〒123- 4567

(※1) 住所: 〇〇市〇〇町 〇〇 1-2-3

被保険者氏名: 国年 太郎

「提出年月日・住所・被保険者氏名」欄(※1)

○提出年月日を記入してください。

○住民票の住所を記入してください。

申請前に、記入もれ、記入誤りがないかを再度ご確認ください。
(記入もれや記入誤りが判明した場合は、書類の返戻やさかのぼって学生納付特例の承認が取り消し等となります。)

基礎年金番号（10桁）で申請する場合は「①個人番号(または基礎年金番号)」欄に左詰めで記入してください。

A. 基本情報	① 個人番号 (または基礎年金番号)	X X X X X X X X X X X X	② 生年月日	5. 昭和 ⑦. 平成	1 1 0 5 2 0
	③ 氏名	(フリガナ) コクネン 太郎	④ 電話番号	①. 自宅 ②. 携帯電話 ③. 勤務先 ④. その他	XX - XXXX - XXXX

「⑤申請期間」欄(※2)

〇年度を超えない範囲で記入してください。

(例: 令和3年4月から
令和4年3月まで)

年度単位での申請となるため、複数の年度分を申請する場合は、年度ごとに申請書を提出してください。
なお、過去期間については、2年1カ月前まで申請することができます(20歳以上で学生である場合)。

記入例	申請期間	審査の対象となる前年所得
令和元年度分	平成31年4月～令和2年3月	平成30年中の所得
令和2年度分	令和2年4月～令和3年3月	令和元年中の所得
令和3年度分	令和3年4月～令和4年3月	令和2年中の所得

B. 申請内容	⑤(※2) 申請期間 (学生納付特例を受けようとする期間)	平成 令和 3 年 4 月から 平成 令和 4 年 3 月まで
	⑥ 在学予定期間	(入学年月) 平成 令和 〇〇 年 〇〇 月から (卒業予定年月) 平成 令和 〇〇 年 〇〇 月まで
	⑦ 学校の名称	〇〇大学
	⑧ 学校の所在地	東京 都 道 杉並区 〇〇町
	⑨ 学生の区分	① 学生(学位あり) 4. 研究生 2. 通信制・通信課程 5. その他 3. 科目履修生 ()
	⑩ 学生証の有効期限	平成 〇〇 年 〇〇 月末まで有効 ※学生証に有効期限の記載がない場合は、記入不要です。
	⑪(※3) 前年所得	① なし ※令和2年度以前を申請する場合は、128万円を118万円に読み替えてください。 2. あり(※128万円以下) 3. あり(※128万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 【あり(人)・なし】
⑫(※4) 特例認定区分(申請書)	1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他()	
⑬ 備考		

「⑥在学予定期間」欄

〇入学年月から卒業予定年月を記入してください。

「⑦学校の名称」欄

○学校名を記入してください。

「⑧学校の所在地」欄

○都道府県名・市区町村名まで記入してください。

「⑨学生の区分」欄

○該当する区分に○を記入してください。該当する区分がない場合は「5. その他」に○を記入の上、()内に具体的に記入してください。

「⑩学生証の有効期限」欄

○学生証に記載された有効期限を記入してください。学生証に有効期限の記載がない場合は、記入不要です。

「⑪前年所得」欄(※3)

○必ず記入してください。

○<所得=(収入-必要経費)>です。

○「3. あり(128万円超)」に○を記入した場合は、16歳以上19歳未満の扶養親族【あり(人)・なし】についても○を記入し、「あり」の場合は16歳以上19歳未満の扶養親族の人数を記入してください。

※ 前年度分を申請するときは、前々年所得について該当するものに○を記入してください。

「⑫特例認定区分」欄(※4)

○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日(離職日の翌日)を記入の上、失業前の雇用保険加入の(あり・なし)に○を記入してください。なお、証明書類(雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピーなど)を添付してください。

○災害(震災、風水害、火災など)を受けたために申請するときは、「2. 天災等」に○を記入してください。

○生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保護(外国籍の方)、特別障害給付金を受け取っていることを理由として申請するときは、「3. その他」に○を記入した上で、手続きの詳細についてお近くの年金事務所またはお住まいの市区町村の年金担当窓口へご相談ください。

「⑬備考」欄

○申請期間中に海外転出入があった場合は、国名と転出入日を記入してください。

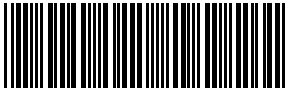
○申請を希望する年度の1月1日時点で海外に居住していた場合は、国名および転入日を記入してください。

(例: 令和3年4月から令和4年3月までのいずれかの期間の申請の場合は、令和3年1月1日時点について記入してください。)

令和2年4月から令和3年3月までのいずれかの期間の申請の場合は、令和2年1月1日時点について記入してください。)

○申請を希望する年度中の一部の期間に限る申請、生活保護法による生活扶助以外の扶助等を受け取っている場合の申請については、その旨を記入してください。

※ 3枚目(本人控)の裏面(注意事項)の1(4)をお読みいただき、該当する場合に記入してください。



国民年金保険料学生納付特例申請書

日本年金機構理事長 あて 令和 年 月 日

以下のとおり学生納付特例を申請します。
また、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。
この申請に必要な本人に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）および日本年金機構に委託します。

〒 -

住所：

被保険者氏名：

学生納付特例事務法人等

市区町村

日本年金機構

基礎年金番号（10桁）で申請する場合は「①個人番号(または基礎年金番号)」欄に左詰めで記入してください。

A. 基本情報

①個人番号
(または基礎年金番号)

②生年月日

5. 昭和

7. 平成

年 月 日

③氏名

(フリガナ)

④電話番号

1. 自宅

2. 携帯電話

3. 勤務先

4. その他

- -

B. 申請内容

⑤申請期間
(学生納付特例を受けようとする期間)

平成 年 月から 平成 年 月まで

令和

令和

⑥在学予定期間

(入学年月) 平成 年 月から (卒業予定年月) 平成 年 月まで

令和

令和

⑦学校の名称

⑧学校の所在地

都 道

府 県

⑨学生の区分

1. 学生(学位あり) 4. 研究生

2. 通信制・通信課程 5. その他

3. 科目履修生 ()

※左記の学生区分で、「1. 学生(学位あり)」以外は学生納付特例制度に該当しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

⑩学生証の有効期限

平成 年 月末まで有効

令和

※学生証に有効期限の記載がない場合は、記入不要です。

⑪前年所得

1. なし ※令和2年度以前を申請する場合は、128万円を118万円に読み替えてください。

2. あり(※128万円以下)

3. あり(※128万円超)⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 【 あり (人) ・ なし 】

⑫特例認定区分
(添付書類要確認)

1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他 ()

令和

⑬備考

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

市区町村確認欄

学生証確認済

☐

【留意事項】

- 学生証のコピーをA4判で添付してください。
- 学生証裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーも必要です。
- 在学証明書を添付される場合は、学生証のコピーは必要ありません。

国民年金保険料学生納付特例申請書

日本年金機構理事長 あて 令和 年 月 日

以下のとおり学生納付特例を申請します。
また、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。
この申請に必要な本人に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）および日本年金機構に委託します。

〒

住所：_____

被保険者氏名：_____

学生納付特例事務法人等

市区町村

日本年金機構

A. 基本情報

① 個人番号
(または基礎年金番号)

② 生年月日

5. 昭和
7. 平成

年 月 日

③ 氏名

(フリガナ)

④ 電話番号

1. 自宅
2. 携帯電話
3. 勤務先
4. その他

— —

B. 申請内容

⑤ 申請期間
(学生納付特例を受けようとする期間)平成 年 月から 平成 年 月まで
令和⑥ 在学予定
期間(入学年月) 平成 年 月から (卒業予定年月) 平成 年 月まで
令和

⑦ 学校の名称

⑧ 学校の
所在地都 道
府 県

⑨ 学生の区分

1. 学生(学位あり) 4. 研究生
2. 通信制・通信課程 5. その他
3. 科目履修生 ()

※左記の学生区分で、「1. 学生(学位あり)」以外は学生納付特例制度に該当しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

⑩ 学生証の
有効期限平成 年 月末まで有効
令和

※学生証に有効期限の記載がない場合は、記入不要です。

⑪ 前年所得

1. なし ※令和2年度以前を申請する場合は、128万円を118万円に読み替えてください。
2. あり(※128万円以下)
3. あり(※128万円超)⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 【 あり (人) ・ なし 】⑫ 特例認定
区分 (添付書類
要確認)1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他 ()
令和

⑬ 備考

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

学生納付特例を申請された方へ

① 結果通知について

日本年金機構からおおむね2〜3カ月後に審査結果が送付されます。それまでの間、保険料納付の催告状等が送付される場合がありますのであらかじめご了承ください。
また、年度当初の申請については、前年所得が確定する6月以降に日本年金機構(年金事務所)で所得審査を行う場合がありますため、決定通知書の送付がさらに遅くなる場合があります。あらかじめご了承ください。

※ 学生納付特例を申請した期間であっても、この申請を行う前に納付していただいた保険料は還付できません。

② 承認期間

日本年金機構から送付される審査結果(承認通知)でご確認ください。

③ 申請が却下された場合

保険料の納付が必要です。納付書がない場合は、日本年金機構(年金事務所)で再発行しますので、お近くの年金事務所へご連絡ください。

④ 学生でなくなった場合

学生納付特例の承認を受けた期間について、学生でなくなったときは、免除等の申請を行うことができます。

⑤ 来年度も学生であった場合

学生納付特例を希望する場合は、4月以降すみやかに申請してください。

保険料の後払い(追納)について

学生納付特例の承認を受けた期間は、10年以内であれば申出により保険料を後払い(追納)することができます。詳しくは、裏面の4. をご覧ください。

(注 意 事 項)

1. 記入について

- (1) 黒ボールペン等で記入してください。
- (2) 「①前年所得」欄は、申請する年度に対応する状況について、該当する選択肢に○を記入してください。
なお、前年所得について過小に申し立てたときは、国民年金法等により罰せられる場合があります。
- (3) 特例認定について
 - ① 失業したこと等により申請を行うときは、「②特例認定区分」欄の「1. 失業」に○を記入の上、該当年月日および雇用保険加入の有無を記入してください。
※ 失業による申請については、事由が発生した前月から事由が発生した年の翌々年の3月までの期間について学生納付特例を申請することができます。ただし、他の事由による申請と同様に翌4月を超える将来期間については翌4月以降に改めて申請が必要です。
 - ② 災害(震災、風水害、火災その他これらに類する災害)を申請者または配偶者の属する世帯が受けたことにより申請を行うときの記入方法等については、市区町村窓口または年金事務所に相談ください。
※ 災害による申請については、事由が発生した前月から事由が発生した年の翌々年の3月までの期間について学生納付特例を申請することができます。ただし、他の事由による申請と同様に翌4月を超える将来期間については翌4月以降に改めて申請が必要です。
- (4) 「⑬備考」欄には、次の①から④に該当する場合に、その内容を記入してください。
 - ① 申請期間中に海外転出入があった場合は、国名と転出入日を記入してください。
 - ② 申請を希望する年度の1月1日時点で海外に居住していた場合は、国名および転入日を記入してください。
(例) ・令和3年4月から令和4年3月までのいずれかの期間の申請の場合は、令和3年1月1日時点について記入してください。
・令和2年4月から令和3年3月までのいずれかの期間の申請の場合は、令和2年1月1日時点について記入してください。
 - ③ 申請を希望する年度中の一部の期間(失業後の期間等)に限り申請する場合は、その旨を記入してください。
※ 一部の期間に限定した申請については、失業等の理由が発生した月の前月分から審査を行います。
 - ④ 生活保護法による生活扶助以外の扶助または特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金を受け取っている場合は、その名称および受給開始年月を記入してください。

2. 添付書類について

- (1) 基礎年金番号を記入して申請を行う場合は、**年金手帳(氏名の記載ページ)の写し**もしくは基礎年金番号通知書の写しを添付してください。
- (2) この申請書には、在学期間がわかる**学生証のコピー**(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーを含む)**または在学証明書(原本)**を添付してください(学生納付特例事務法人等が設置する教育施設に申請を委託する場合は、このコピーの添付は不要です)。ただし、各種学校(修業年限が1年以上の課程に限る)にあつては、修業年限が1年以上の課程に在学していることを証明する書類(在学証明書等で証明できる場合は必要ありません)を添付してください。
なお、**過去の年度分を申請する場合で、学生証では在学期間がわからない場合は、在学期間がわかる在学証明書を添付してください。**

- (3) 失業したこと等により申請を行うときで、雇用保険の被保険者であった方は、**失業した事実が確認できる雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票等のコピーを添付してください。**
また、事業の廃止(廃業)または休止の届出を行っている方については、次の書類等のコピーを添付してください。
(※②から⑤については、あわせて失業の状態にあることの申し立てが必要となります。)
 - ① 総合支援資金の貸付決定通知書のコピーおよびその申請をした時の添付書類のコピー
 - ② 履歴事項全部証明書または閉鎖事項全部証明書
 - ③ 税務署等への異動届出書、個人事業の開廃業等届出書または事業廃止届出書のコピー(受付印のあるものに限る。)
 - ④ 保健所への廃止届出書(控)(受付印のあるものに限る。)
 - ⑤ その他、公的機関が交付する証明書等であつて、失業の事実が確認できる書類
- (4) 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることを理由に申請するときは、その事実を確認できる公的機関の証明書の写しを添付してください(当該公的機関の証明書を市区町村役場の窓口等に提示した場合は、その写しの添付は不要です)。

3. 学生納付特例事務法人等への申請の委託

学生納付特例事務法人等が設置する教育施設に申請を委託する場合は、学生納付特例事務法人等にこの申請書を提出した時に申請したこととなります。

4. 学生納付特例の承認を受けた期間にかかる保険料の追納について

学生納付特例が承認された期間は、10年以内であれば申出により保険料をあとから納めること(追納)ができ、追納した期間は、保険料を全額納付した場合と同じ取扱いになります。追納する対象期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認されていた期間の当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。
なお、追納保険料は追納が承認された期間のうち先に経過した月(古い月分)から納付することとなります。

5. 留意事項

- (1) 海外留学(おおむね1年以上)している期間は、強制加入の対象ではないため学生納付特例の申請ができません。
- (2) **申請後、日本年金機構からおおむね2〜3カ月後に審査結果が送付**されます。それまでの間、保険料納付の催告状等が送付される場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- (3) 申請日以降に、申請期間にかかる保険料を納付された場合は、後日お返し(還付)します。申請日以降に納付を希望される場合は、年金事務所にご連絡ください。
なお、学生納付特例を申請した期間であっても、この申請を行う前に納付していただいた保険料は還付できません。
- (4) 申請が却下となった場合は、保険料の納付が必要となります。納付書がない場合は、再発行しますので、年金事務所までご連絡ください。
- (5) 学生納付特例の承認期間中に学生でなくなった場合は、必ず学生納付特例の不該当の届出を行ってください。
- (6) この制度の対象となる学生等ではないことが事後に判明したときは、改めて免除・納付猶予申請書の提出をお願いすることとなります。その場合、この申請を受理した日に国民年金保険料免除・納付猶予の申請があつたものとみなします。
- (7) 修正申告等で前年所得が変更となったときは、年金事務所までご連絡ください。

※ マイナンバー(個人番号)により申請を行う際の添付書類について

申請者本人が窓口で申請書を提出する場合は、**マイナンバーカード(個人番号カード)**を提示してください。

お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください。

なお、郵送で申請書を提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。

① マイナンバーが確認できる書類: **個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)**

② 身元(実存)確認書類: **「運転免許証」、「パスポート」、「学生証と健康保険被保険者証の2点」**など

※ 医療保険の被保険者証等(国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、共済組合等)の写しを添付する場合は、被保険者証等に記載された保険者番号及び記号・番号等を判別、復元できないようマスキング(黒塗り等)してください。

学生のみなさま

令和3年度版

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方へ

国民年金保険料の特例申請が可能です！

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失等が生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料学生納付特例申請が可能となりました。

対象となる学生

以下、いずれにも該当する方が対象となります。

① 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。

② 所得が相当程度まで下がった場合

令和2年2月以降の所得の状況からみて、所得見込額(※)が、**学生納付特例基準相当になることが見込まれる方**

(裏面の承認の所得基準をご確認ください)

※ 令和2年2月以降の任意の月における所得額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。

申請の対象となる期間

令和3年度分

令和3年4月分から令和4年3月分まで

※ 令和元年度分及び令和2年度分(令和2年2月分から令和3年3月分)の申請も可能です。詳しくは日本年金機構HPをご覧ください。

申請に必要なもの

1. 国民年金保険料学生納付特例申請書

※「⑫特例認定区分」欄の「3. その他」に○をし、「臨時特例」と記入してください。

2. 所得の申立書(簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用))

※所得の申立書については、裏面の記入例を参照してください。

3. 学生証のコピー

申請方法

- 国民年金保険料学生納付特例申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードができます。
- 申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所です。

* 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出を是非ご活用ください。

日本年金機構ホームページはこちら▶



お問い合わせ先

- お問い合わせ等ありましたら、ねんきん加入者ダイヤルまたは年金事務所におかけください。

ねんきん加入者ダイヤル：TEL 0570-003-004

月～金曜日 8:30～19:00 第2土曜日 9:30～16:00

簡易な所得見込額の申立書（記入例）

令和3年度版

この記入例は、令和3年4月に収入が減少した場合（4月給与3.5万円）で給与収入のみの学生の方の例です。

【表面】 申立書の②～④欄、左下の署名欄（提出日、住所、氏名）は必ず記入してください。

① 申請対象期間	令和3年度分（令和3年4月以降）
②	下にチェック（☑）してください。 ☒ 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。
③	収入が減少した方の氏名をご記入ください。 ※被保険者（申請者）の収入減少である必要があります。 被保険者（申請者）氏名 フリガナ <u>ネキン タロウ</u> 年金 太郎
④	収入減収後の所得見込額（簡易な所得見込額）をご記入ください。 （裏面E欄の各控除等の控除後の所得見込額をご参考にご記入ください） 円 <u>0</u>
上記の申立の内容に相違ありません。 日本年金機構理事長あて 令和 <u>3</u> 年 <u>4</u> 月 <u>0</u> 日 提出 住所 <u>〇〇市〇〇町〇〇 1-2-3</u> 被保険者氏名 <u>年金 太郎</u>	

①申請対象期間

この所得の申立書（臨時特例用）による申請対象期間は、**令和3年度分（令和3年4月分～令和4年3月分）**となります。年度ごとに「学生納付特例申請書」及び「所得の申立書」が必要となります。

②チェックをしてください。

③学生で収入が減少した方の氏名

④減少後の所得見込額（控除後所得）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した申請者（学生の方）の氏名を記入してください。所得見込額の計算方法は、申立書の「裏面」をご活用ください。

左下の署名欄をご記入ください。

A 令和2年2月以降から申請月のうち収入が減少した任意の月と、その月の収入額（減収後の額が最も低い金額など）を記入してください。

C 事業収入や不動産収入を有しない場合は記入の必要はありません。

D 給与収入のみの場合の例

・B欄の金額×40% - 10万円
※上記式で計算した額が55万円に満たない場合は「55万円」

（注）給与所得控除は、税制改正により控除額が変更されました。
令和2年度の所得申立書をあわせてご提出される場合には、計算にご注意ください。

E 給与収入のみの場合の例

・給与収入が55万円以下の場合：0円
・給与収入が55万円を超える場合：B欄の額 - D欄の額

このE欄の結果を表面の④欄の「簡易な所得見込額」に記入してください。

被保険者（申請者）	
A	令和2年2月以降の任意の1か月分の収入額（※1）
	令和 <u>3</u> 年 <u>4</u> 月
	<u>35000</u> 円
B	収入見込額（A × 12か月）
	<u>420000</u> 円
控除等	
事業収入、不動産収入を有する方（※2）	
C	Bの収入のうち、事業収入、不動産収入に係る必要経費の見込額（12か月分）
	<u>0</u> 円
給与収入を有する方（※3）	
D	Bの収入のうち、給与収入に係る控除の見込額（12か月分）
	<u>550000</u> 円
E	各控除等の控除後の所得見込額 B - (C + D) → 表面の④に記載
	<u>0</u> 円

承認の所得基準

所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であることが必要です。（申請者本人のみ）

128万円 + 扶養親族等の数 × 38万円 + 社会保険料控除額等

注意事項

- 海外留学（おおむね1年）している期間は、強制加入の対象でないため学生納付特例の申請ができません。
- 任意加入被保険者の方はご利用できません。
- 付加年金、国民年金基金に加入している方は、学生納付特例が承認されるとご利用できなくなりますので、ご注意ください。
- 失業や退職、事業の休廃止により保険料の納付が困難な場合、この所得の申立書がなくても申請ができます（詳しくは「国民年金保険料学生納付特例申請書」の裏面をご覧ください）。

臨時特例の申立に当たってのご注意

新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする学生納付特例申請を行うに際し、「簡易な所得見込額の算出手順（「所得見込額計算シート」）」の記載にあたっては、以下の点にご注意ください。

1. 簡易な所得見込の計算に用いることができる月の期間

「所得見込額計算シート」のA欄に記載できる「任意の1か月」については、以下の期間が対象となります。

令和3年度分の申請

（令和3年4月分から令和4年3月分まで）

⇒ 令和2年2月以降のいずれかの月の収入をご記載ください。

令和2年度分の申請

（令和2年4月分から令和3年3月分まで）

⇒ 令和2年2月～令和3年4月のいずれかの月の収入をご記載ください。
（令和3年5月以降の月を用いることはできません。）

2. 税制改正による給与所得控除の改正について

税制改正により、給与所得控除の額が改正されました。

D欄の「給与収入に係る控除の見込額」の算出にあたっては、令和2年度分と令和3年度分の計算が異なりますのでご注意下さい。

令和3年度分の申請

⇒ 給与所得控除の額は、

給与収入分（見込収入額）× 40% - 10万円
（55万円に満たない場合は55万円）

令和2年度分の申請

⇒ 給与所得控除の額は、

給与収入分（見込収入額）× 40%
（65万円に満たない場合は65万円）

※「任意の1か月」の時期によらず、申請年度に応じて給与所得控除の額が適用されます。
（同じ月を用いる場合であっても、令和2年度分と令和3年度分では計算が異なります。）

（注）税制改正による控除額の変更は、令和2年中の所得から適用されますが、学生納付特例においては令和3年度の申請から改正後の額を適用しています。これは、簡易な所得見込を前年の所得とみなして免除基準を審査するためです。

簡易な所得見込額の算出手順（所得見込額計算シート） 令和3年度申請用

表面の④所得見込額について、以下の手順で計算してください

被保険者（申請者）												
A 令和2年2月以降の任意の1か月分の収入額（※1）												
令和 ____ 年 ____ 月												
											円	



B 収入見込額（A × 12か月）												
											円	



控除等

事業収入、不動産収入を有する方（※2）

C Bの収入のうち、事業収入、不動産収入に係る必要経費の見込額（12か月分）												
											円	

給与収入を有する方（※3）

D Bの収入のうち、給与収入に係る控除の見込額（12か月分）												
											円	



E 各控除等の控除後の所得見込額 B - (C + D) → 表面の④に記載												
											円	

【留意点】

- ※1 収入見込額は、以下の収入の見込額の合計をいいます。
算出にあたっては、令和2年2月以降の任意の1か月の収入をご記入ください。
対象とする収入は、事業収入、不動産収入、給与収入です。
なお、上記の収入以外については、Aの収入額に含める必要はありません。
- ※2 Cの事業収入及び不動産収入に係る必要経費は、Aの収入額の算出に用いた任意の1か月の収入のために要した必要経費の12か月相当分を算出してご記入ください。
- ※3 Dの給与収入に係る控除については、給与所得控除の見込額をご記入ください。
給与収入に係る控除以外の各種控除（例：医療費控除額、社会保険料控除額等）については、計算に含める必要はありません。
具体的な計算方法は下記の表をご参照ください。

（注）給与所得控除については、税制改正により、控除額が変更されました。
令和2年度の所得申立書をあわせてご提出される場合には、計算にご注意ください。

給与所得控除	Bの額のうち給与収入分（見込収入額）×40% - 10万円 (55万円に満たない場合は55万円)
--------	---

（例）被保険者（申請者） 給与収入額 50万円

給与所得額の計算 → 50万円 - 55万円 = 0円

この場合、E欄は「0」で計算

〈参考〉 学生納付特例の所得基準（めやす）（※4）

世帯構成	2人世帯 (扶養者が1名の場合)	単身世帯 (扶養者がいない場合)
所得基準（めやす）	166万円	128万円

※4 世帯構成については、その者の税法上の扶養者数等（前年^(注)のもの）により判定します。
（注）表面の「①申請対象期間」欄の申請年度の前年。

臨時特例の申立に用いる所得見込額について

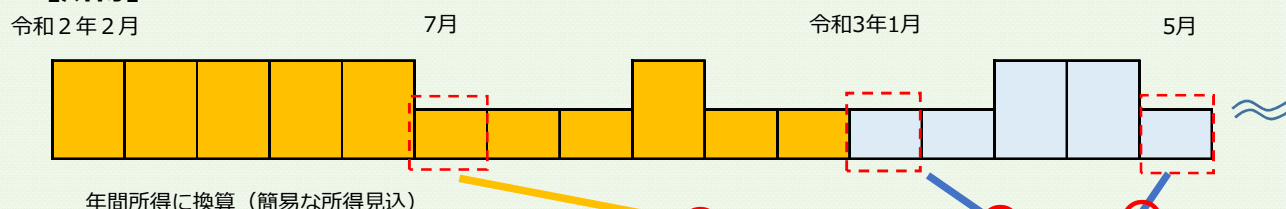
令和3年度分の学生納付特例対象期間は、令和3年4月分から令和4年3月分までです。

1. 簡易な所得見込の計算に用いることができる期間

令和3年度の学生納付特例申請については、簡易な所得見込の計算に用いることができる所得の期間は、令和2年2月分以降のいずれかの月です。

例えば・・・

【所得】



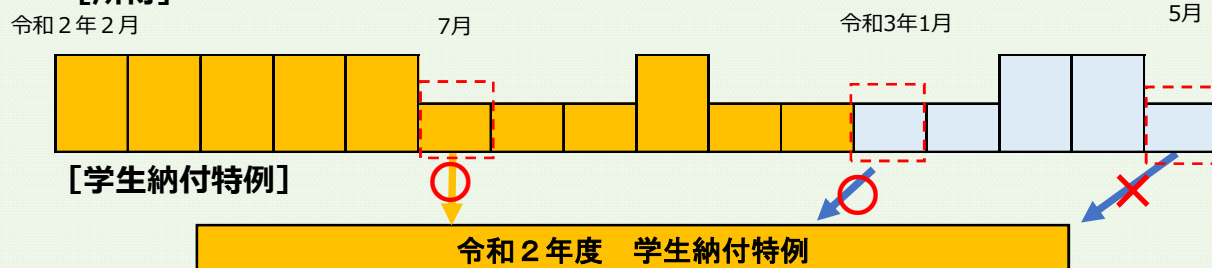
【学生納付特例】

令和3年度 学生納付特例

上記の例のように、
令和2年2月以降の月なら、いずれの月でも令和3年度分の簡易な所得見込の計算に使えます。

なお、令和2年度の学生納付特例申請については、令和3年5月以降の月は、簡易な所得見込の計算に用いることはできません。

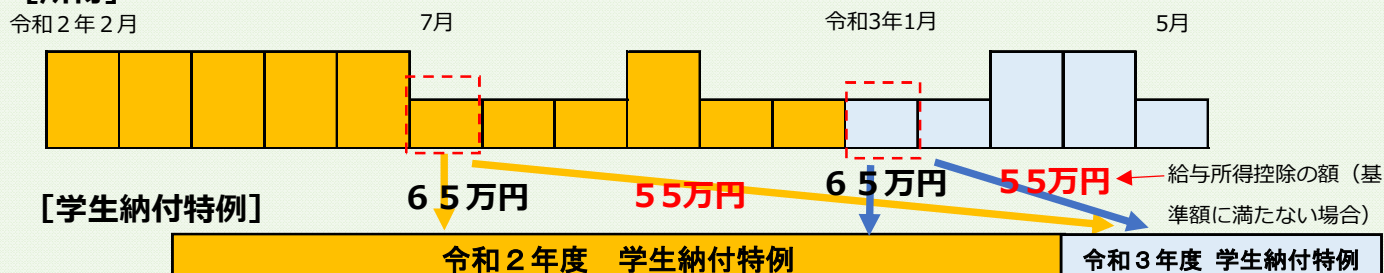
【所得】



2. 税制改正による給与所得控除等の改正について

税制改正により、給与所得控除、公的年金等控除の額が改正されました。同じ月を簡易な所得見込の計算に用いる場合であっても、令和2年度と令和3年度の計算が異なりますのでご注意ください。

【所得】



※ 税制改正による控除額の変更は、令和2年中の所得から適用されますが、学生納付特例においては令和3年度の申請から改正後の額を適用しています。これは、簡易な所得見込を前年の所得とみなして免除基準を審査するためです。